

14 流通サービス関係

ア 医薬品等

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 化粧品の配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直し	厚生労働省	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図る。	逐次実施			○(厚生労働省) 化粧品基準の一部を改正し、化粧品に配合することができる防腐剤として、新たに1成分を配合可能成分リストに収載した。(平成21年3月31日告示)

イ その他

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 小売市場開設許可	経済産業省	小売商業調整特別措置法に基づく小売市場開設の許可除外規定について、需給調整的に用いないようにするとともに、ディベロッパー等の不当な搾取から小売商を保護するという制度の妥当性について再検討し、当該規定を廃止する方向で措置する。	引き続き検討			○
② 食品衛生法に基づく許可基準の柔軟運用	厚生労働省	食品衛生法に基づき都道府県等が条例で定める営業施設の基準に関し、都道府県知事等が公衆衛生上支障がないと認めた事項については、しん酌することが可能である旨、各都道府県等に周知する。	措置			◎(厚生労働省) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業施設の基準について、都道府県知事等が公衆衛生上支障がないと認めたときは柔軟な運用が可能である旨の通知(平成20年3月27日食安監発第0327002号「食品衛生法に基づく営業許可について」)を発出し、都道府県等に対して技術的助言を行った。